全国的に業種の悪化している業種を対象として、 「別枠」の信用保証(5号認定)をうけることができます 〈融資に関するセーフティネット保証制度〉

○信用保証制度とセーフティネット保証とは?

金融機関から借入をする際に、信用保証協会の保証を求められることがあります。

信用保証とは、一般企業が事業資金を金融機関から借り入れる際に、信用保証協会が保証することにより、 担保力や信用力の不足を補うことを言います。

信用保証には一定の「枠」が設けられており、枠の範囲内でしか保証を受けることができません。

「セーフティネット保証」は、通常枠の保証限度額とは別に、一定の条件を満たす場合利用できる保証です。

○セーフティネット保証における「一定の条件」とは?

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

○5号認定制度について

セーフティネット保証はいくつか種類がありますが、特に「5号認定」は、経済産業省が全国的に業況の 悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置として実施しています。経済産業省は、その ときの社会・経済情勢等により影響を受けている業種を判断し、その都度対象業種を指定し、指定された 業種がこの「5号認定」を受け、別枠の保証を受けることができる制度です。

○5号認定を受けるには?~ご希望、認定支援は商工会議所へ~

保証制度での5号認定(中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく認定)の利用について・・・

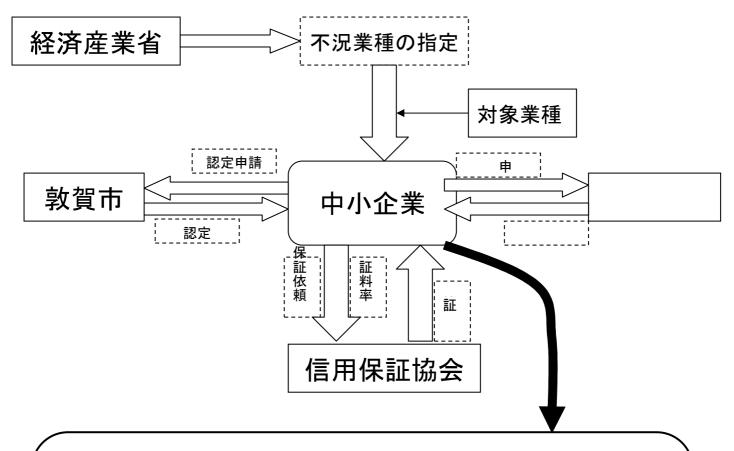
この制度を利用するには、経営の安定に支障を生じている「特定中小企業者」であることを、市から 認定される必要があります。(認定申込書類と添付書類が必要です)

- →5号認定を受けられるのは以下(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかの要件を満たす中小企業者です。指 定業種該当か否かは、当所までお問い合わせ下さい。
 - (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス 3%以上の中小企業者。
 - (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
 - (ハ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

5号認定に関する申込、問い合わせについては、お気軽に 敦賀商工会議所中小企業相談所まで

TEL 22-2611 FAX 24-1311 E-Mail Tcci_Soudan@tsuruga.or.jp

5号認定活用までの流れ



- ○当所では、上記内容について分かりやすく説明し、本制度を円滑にご利用いただくためのアドバイス・申請書類の作成支援などを行ないます。
- ○又、本制度を活用して、県の経営安定資金の適用を受ける際には、当所 が受付窓口となっております。
- ○そのほか、本制度以外にも日本政策金融公庫のセーフティネット資金の 斡旋も行っております。